

○奈良国立大学機構寄附金に係る管理等経費の受入れに関する取扱要項
(令和5年6月1日機構要項等)

(趣旨)

第1条 この取扱要項は、奈良国立大学機構寄附金受入規程(令和4年4月1日機構規程第75号)第13条に基づき、受け入れた寄附金の管理等経費(以下「管理等経費」という。)について必要な事項を定める。

(管理等経費の額)

第2条 寄附金受入額の5%相当(千円未満切り捨て)額を管理等経費として取り扱う。

(適用除外の寄附金)

第3条 次の各号に掲げる寄附金については、管理等経費の適用を除外する。

- (1) 学生への奨学を目的として寄附されたもの
- (2) 財団等の審査等を経て同財団等又は教員個人から寄附されたもの(研究助成条件等において管理等経費の徴収を認めないものに限る。)
- (3) 附属学校園における教育・研究支援を目的として寄附されたもの
- (4) 大学の基金事業に寄附されたもの
- (5) 研究費等に充当するため教員個人から寄附されたもの
- (6) その他、理事長又は学長が特に必要と認めたもの

(管理等経費の受入れ事務)

第4条 管理等経費の受入れに関する事務は、教育研究支援課又は研究協力課が行う。

附 則

この取扱要項は、令和5年6月1日から施行する。